

学 院 規 約

実用中国語学院

第一章 総則

第1条 (目的)

1. 本学院規約(以下「本規約」という)は実用中国語学院(以下「学院」という)と学院で授業を受ける者(以下「受講者」という)との間における順守事項です。
2. 本規約に定めのない事項は、社会的通念に照らし合わせ、学院と受講者双方が誠意をもって協議するものとします。

第2条 (適用範囲と同意)

1. 本規約は受講者が入学した日を以って、学院と受講者双方に適用され、受講者が退学した日を以って適用が終わります。
2. 受講者は学院への入学申し込みを行うことで、本規約に同意したものとします。

第3条 (規約の順守)

学院と受講者は本規約をよく理解し、双方とも誠意をもって本規約を順守するものとします。

第二章 入学

第4条 (入学の申し込み)

1. 学院への入学申し込みには以下のものがが必要です。
 - (1) 学院の「入学申込書」に必要事項をご記入の上、ご提出下さい。
 - (2) 学院指定の入学申込金(以下「入学金」という)をお支払い下さい。
2. 学院への入学申し込みには本規約への同意が必要です。本規約への同意は、学院への入学申し込みを行うことで成立するものとします。
3. 入学後必要に応じて、クラスを確立するためのレベルチェックを受けて頂きます。レベルチェックは予約制で、必要とされる時間に応じてご予約下さい。

第5条 (入学金)

1. 入学金の額は別紙「価格表」において事前に通知します。
2. 入学後のコース継続や変更において、改めて入学金をお支払い頂く必要はありません。但し、普通科から本科への変更には以下のいずれか一つの条件を満たすことが必要です。
 - (1) 入学金の差額分をお支払い頂くこと。
 - (2) 普通科での在学期間が1年を超えていること。
3. 学院が行う入学キャンペーン及び諸制度の適用により、入学金を減額または免除することがあります。
4. お支払い頂いた入学金は原則としてお返ししません。但し以下の項目に該当する場合は、お支払い頂いた入学金をお返しいたします。
 - (1) 第3項による入学金の減額または免除を受けられる立場にあり、且つ学院の過失によりそれを受けられなかったことが判明した場合。
 - (2) 学院の都合により、確定された授業開始日に授業を開始できなかった場合で、且つ受講者が入学の取り消しを求めた場合。

第6条 (授業の開始)

授業は、入学日以降の以下の日を以って開始します。

1. 2人以上で受講するコース(Gコース、Sコース等)の場合
学院が「価格表」等の募集資料にて指定した授業開始日を以って授業を開始します。原則として、本科は指定

した開講月の第二、または第三週目の指定日とし、普通科は指定した開講月の最初の授業該当日とします。いずれの場合も、該当日が休講日に当たる場合は、その次の授業予定日とします。

但し、クラスの人数が募集資料等で規定している最低成立人数に達しなかった場合は授業が開始されないことがあります。

2. 個人で受講するコース(Pコース等)の場合。

(1) 本科プライベートコースでは、学院と受講者が協議の上決定した日とします。

(2) 普通科プライベートコースでは、受講者が特定日に第1回目の授業の予約を入れることで、当該日を授業開始日とします。

3. 編入の場合は、学院と受講者が協議の上決定した日とします。

第三章 受講料

第7条 (受講料及び入学金のお支払い方法)

受講料及び入学金は以下のいずれかの方法にてお支払い下さい。

1. 現金によるお支払い

学院事務所に直接現金をご持参下さい。お支払い時には領収証を発行しますので内容をご確認下さい。

2. 学院指定の銀行口座への現金振込みによるお支払い

おそれいりますが、振込手数料はご負担下さい。領収証は原則として発行しませんが、特に必要な方には「再発行分」としてお渡します。

3. 学院指定のクレジットカードによるお支払い

契約するカード会社によってはお取り扱いできる内容が異なります。詳細は事前にご確認下さい。お支払い時にクレジットカードのご利用明細をお渡しし、原則として領収証は発行しません。但し、特に必要な方には「再発行分」としてお渡します。

4. 小切手によるお支払い

学院事務所に直接小切手をご持参下さい。お支払い時には領収証を発行しますので内容をご確認下さい。

5. その他のお支払い方法に関しては、学院と受講者が協議し、双方が同意したものとします。

第8条 (入学時の受講料お支払い)

1. 受講料は全て前納制で、その金額は「価格表」において事前に通知します。

2. 受講料は、原則として指定した開講月の前の月の25日(該当日が休校日に当たる場合は、その前の学院営業日、以下同)までにお支払い下さい。但し、個人での受講や編入等の場合は、授業開始日の前の週の金曜日までにお支払い下さい。期日までにお支払いがなかった場合、本規約に基づき退学とすることがあります。

第9条 (講座継続及び変更時の受講料お支払い)

1. 講座の継続に関して、講座の終了日が近づいた時期に、予め学院から「受講料支払通知書」にて事前に通知します。

2. 「受講料支払通知書」は前回お支払い分の受講料に基づいて作成します。通知内容に誤りがある場合、講座やコースまたはお支払い期間等の変更を希望される場合は、学院事務所までお申し出下さい。

3. 講座の継続及び変更を行う場合は、入学時の受講料お支払い時と同じ要領で定めた日を支払い期日とします。期日までにお支払いがなかった場合は、本規約に基づき退学とすることがあります。

4. 講座の期間途中で変更を申し出た場合は、本規約の関係する条項に照らし合わせて受講料の精算を行い、入学時の受講料お支払い時と同じ要領で定めた日を支払い期日とします。

5. その他の特殊な講座については、学院と受講者が協議して決めるものとします。

第10条 (受講料分納時のお支払い)

受講料は「価格表」に基づく金額を、原則として一括にてお支払い頂きます。但し以下の項目に当てはまる場合は、それら項目に定めるところによって分納を行うことができます。分納における支払い期日までに必要額をお支払い頂けなかった場合は、本規約に基づき退学とすることがあります。

1. 受講料の総額が15万円を超える講座の場合、以下の要領で2回までの分納を行うことができます。

(1) 講座開始に当たっては前期分として受講料総額の60%を、入学時の授業料お支払い時と同じ要領で定め

- た日を支払い期日としてお支払い頂きます。
- (2) 講座回数を二等分して、その前半分の最後の授業日を支払い期日として後期分受講料(受講料総額の40%)をお支払い下さい。
 - (3) 講座回数を二等分する際は、小数点以下を切り捨てるものとします。
2. 受講料総額が15万円を超える講座で、3回以上の分納を行う場合は以下の要領で行うものとします。
- (1) 分納回数1回につき、分納手数料(受講料総額の1%)を受講料とは別途にお支払い頂きます。
 - (2) 該当する講座の受講料を分納回数で均等分し、その第1回目を入学時の受講料お支払い時と同じ要領で定めた日を支払い期日としてお支払い頂きます。
 - (3) 第2回目以降は、講座回数を分納回数で均等分した期間のそれぞれの最後の授業日を支払い期日としてお支払い頂きます。
 - (4) 講座回数を均等分する際は小数点以下を切り捨て、受講料を均等分する際は小数点以下を四捨五入するものとします。
3. 学院指定のクレジットカードによるお支払いで、クレジット会社との契約により分割払いが認められている場合は、受講者と当該クレジット会社との契約関係において分納を行って頂き、学院はその詳細に関係することはありません。

第11条 (編入時及び中途変更時の受講料のお支払い及び清算)

1. 既存クラスへ編入する際は、以下の要領にて算出した金額を編入日の前の週の金曜日を支払い期日としてお支払い下さい。期日までにお支払いがなかった場合、本規約に基づき退学とすることがあります。なお本計算における小数点以下は四捨五入するものとします。
 - (1) 本科は「価格表」に規定された編入時の受講料単価を適用し、該当講座の残り授業数を掛け合わせて算出します。但し、その最大額は該当講座の本来の受講料を上限とします。
 - (2) 普通科は「価格表」に規定された該当講座の1回分の単価で、編入後の受講日数による日割り計算を行い、該当月の末日までの受講日数の合計分を掛け合わせて算出します。
2. 講座途中で他の講座やコース等に変更する際は、以下の項目に従って受講している講座の受講料の残金分を精算し、他の講座での受講料として使用できるものとします。精算の結果、変更先の講座の受講料の差額を支払う必要がある場合は、前項の規定を適用して支払い期日を定めます。期日までにお支払いがなかった場合、本規約に基づき退学とすることがあります。なお本計算における小数点以下は四捨五入するものとします。
 - (1) 精算は、特定商取引法及び関係法令に準拠し、2ヶ月以上の期間設定がある講座が対象となります。
 - (2) 計算式は前号(1)の法令に準じて「受講料の支払額－{消化分受講料(1回分相当額×消化回数)＋解約による損害料(未受講分の残金の20%又は5万円の少ない方)}＝精算額」とします。
 - (3) 前号(2)の「消化分受講料」に関して、本科G、Sコースでは「1日分相当額×消化日数」とし、また、普通科G、Sコースでは「1ヶ月相当額×消化月数」として計算します。これ以下の未受講分は精算の対象となりません。

第12条 (受講料の改定)

1. 受講料及び入学金は、学院の判断により改定されることがあります。この際、学院は別紙「価格表」において通知するものとします。
2. 受講料の改定が行われた場合、改定日以前に支払われた受講料分の期間(または回数)が終了するまで、既に支払われた受講料は有効であるとします。

第13条 (受講料の返還、補償等)

1. お支払い頂いた受講料は、以下に該当する場合に限り、その相当額をお返しします。
 - (1) 学院のキャンペーン等により受講料の割引を受けられる立場にあり、且つ学院の過失によりそれを受けられなかったことが判明した場合、本来差し引かれるべき割引額をお返しします。
 - (2) 学院の都合により、確定された授業開始日に授業を開始できなかった場合で、且つ受講者が受講の取り消しを求めた場合、該当する講座の受講料全額をお返しします。
 - (3) 受講者の休学やコース、時間の変更等に起因せず、学院の都合により講座が途中で廃止された場合、日割り計算で元の受講料から既に消化した期間(回数)の受講料分を差し引いた金額をお返しします。
 - (4) 受講者が書面によって、講座の中途解約並びに退学を理由として返金を申し出た場合、特定商取引法及び関係法令に準拠し、2ヶ月以上の期間設定がある講座を対象として、返還額を算出してお返しします。返還

額の計算式は「受講料の支払額－{初期費用(事務登録手数料 15,000 円)＋消化分受講料(1 回分相当額×消化回数)＋解約による損害料(未受講分の残金の 20%又は 5 万円の少ない方)}＝返還額」とします。

(5) 前号(4)の「消化分受講料」に関して、本科G、Sコースでは「1 日分相当額×消化日数」とし、また、普通科G、Sコースでは「1 ヶ月相当額×消化月数」として計算します。これ以下の未受講分は返還の対象となりません。

2. 受講料の返還は以下のいずれかの方法で行います。

(1) 受講者名義の口座への振込みで行い、その際の振り込み手数料は受講者の負担とします。

(2) 学院から受講者へ現金で支払い、その際には受講者からの領収証を頂きます。

3. 以下の項目においては、学院と受講者双方が同意の上で相応する補償を行います。

(1) 学院の都合により、既に確定された授業日に授業を行えなくなった場合は、以下のいずれかの補償を行います。

1) 受講料を講座回数で割って算出した金額を単価として、該当する授業回数分をお返します。

2) 該当する授業時間または回数分の授業を、受講期間終了後 1 ヶ月以内を期限として、受講者の同意する他日に振り替えて行います。

(2) 気象等の警報が出された場合、その期間の授業は行わず、該当する授業分を 1 ヶ月以内の他日に振り替えて授業を行います。

第14条 (天変地異等による免責)

天変地異や社会情勢の急激な変動等、学院や受講者いずれの責にもよらず、学院の業務が行えなくなった場合、本規約はその効力を失います。

第四章 クラス制度

第15条 (クラスの成立)

各講座のクラスにおける人数は、「価格表」等の募集資料に規定する受講人数の範囲内とし、これを超えて、または下回ってクラスを成立させることはできません。但し、学院と受講者双方が特に同意した場合、また、本規約の条項「規定人数に満たない場合の特別処置」の規定に該当する場合は、この限りではありません。

第16条 (受講の有効期限)

各講座に予め規定された受講の有効期限がある場合は、この期限を超えて受講することができません。有効期限を過ぎた未消化の授業回数分は消滅します。但し、当該講座の受講期限到来前に期限延長料金(別紙「価格表」参照)を支払った場合、受講期限を 30 日間延長できます。

第17条 (レベルチェックとクラスの確定)

1. 原則として、学習経験者はレベルチェックの結果によって受講するクラスのレベルを決めます。レベルチェックには以下の要素が含まれ、レベルの基準は「授業基本大綱」によります。

(1) 発音のチェック

レベルにかかわらず、発音チェックの結果によっては、発音矯正プログラムの受講を勧めることがあります。

(2) ヒヤリング・筆記試験

受講者が一定以上のレベルを有していると判断される場合には、検定等の模擬試験や学院が各講座にて実施している定期試験等を用いて、主に文法や知識の理解程度をチェックします。

(3) 総合力のチェック

比較的レベルが判定し易い場合は、担当者が面談によって受講者のレベルを総合的にチェックします。

2. 原則として、レベル判定試験の結果は実施後 1 ヶ月以内が有効期限です。クラス確定の依拠とする場合は期限内にクラスを確定し、受講を開始する必要があります。

第18条 (クラスの修了、進級及び学力の認定)

1. 講座規定の単位を受講し終え、且つ学院が定める修了基準を満たすことでクラスを修了し、次のレベルのクラスに進級することができます。各クラスにおける修了基準の詳細は「授業基本大綱」の規定によるものとし、その他に以下の条件を全て満たすことが必要です。

(1) 各クラス所定の学習期間を通じて、授業への出席率が 90%以上であること。

- (2) 授業における小試験及び数課ごとに行われる定期試験を全て受験し、その正解率が平均して70%以上であること。
2. クラスの修了条件を満たした受講者が希望した場合、学院は修了証を発行します。
 3. クラスの修了認定を受けていなくても、受講者がクラスへの在籍及び該当する時点での学力の認定を希望した場合、学院は直近のレベルチェックに基づき、受講者の学力認定証を発行します。
 4. 学院に在学することを証明したい者が希望した場合、学院は当該受講者がその時点で受講している講座、レベル、クラス名及び受講開始日並びに受講予定終了日等を記した在学証明書を発行します。
 5. 第1項の規定によらず、現在よりレベルの高いクラスに進級する場合は本規約の条項「レベルチェックとクラスの確定」の既定に従ってレベルチェックを受けることが必要です。

第19条 (クラスの編入と変更)

1. 入学時及び受講期間の中途において、既に開講している既存のクラスへの編入を希望する場合は、以下項目の規定に従うものとし、また編入に伴う受講料の精算に関しては本規約の条項「編入時及び中途変更時の受講料お支払い及び精算」の規定に従うものとします。
 - (1) 編入先として指定できるのは、編入希望時に既に開講している既存のクラスのみです。
 - (2) 編入先のクラスを確定するには、本規約の条項「レベルチェックとクラスの確定」の規定に従うものとします。
2. クラスの編入と変更に関しては、2週間以上前にその旨を学院に申し出ることが必要です。

第20条 (クラスの統廃合)

諸要因によりクラスの受講人数が規定数を下回った場合、クラスの統廃合を行うことがあります。クラスの統廃合は2人以上で受講するコースに対してのみ適用され、以下の規定に従って行われます。

1. 学院は事前に、統廃合について関係する受講者に通知し、その際廃止の理由や期日及び統合するクラスの情報等を説明します。統廃合の通知は最低2週間以上前に行い、また月途中での統廃合は行われません。
2. 統合先のクラスは同レベル以下のクラスに限定され、統合後も規定人数を上回らないことが必要です。
3. クラスの統廃合によって統合先のクラス並びにその他のいかなるクラスやコースにも移ることが不可能な場合は、受講者は休学または退学を選択できます。退学を選択した場合は、本規約の条項「受講料の返還、補償等」の規定に従って受講料の返還を受けることができます。

第21条 (規定人数に満たない場合の特別処置)

開講時、または講座中途における他の受講者のコース変更等によって、クラスの成立規定人数に満たない状況が発生した場合、受講者が以下の選択をすることで、規定人数以下でもクラスが成立することがあります。但し、編入希望者があった場合は直ちに受け入れ、通常の授業体系に戻します。

1. 本科Sコースにおいて、短縮授業カリキュラムを選択した場合。短縮後の授業時間は別紙「本科短縮授業に関する確認書」の記載によります。
2. 普通科G、Sコースにおいて、「価格表」に規定された「成立待ち」の受講料を支払って受講することを選択した場合。受講料は月謝制のみとします。

第五章 授業時間

第22条 (授業時間及び時間帯)

授業時間帯は「価格表」等の募集資料の規定に従います。但し、本規約の条項「規定人数に満たない場合の特別処置」の規定に該当する場合、または、学院と受講者双方が特に同意した場合は、この限りではありません。

第23条 (休講日)

休講日は以下の通りです。原則として、休講日に授業は行いませんが、学院と受講者双方が特に同意した場合は、授業及び補習を設定することができます。

1. 学院全講座の休講日は以下の通りです。それぞれの具体的日には毎年のカレンダーに合わせて決定し、事前に通知します。
 - (1) 春期休暇： ゴールデンウィークに合わせた7日間。
 - (2) 夏期休暇： お盆を中心とした7日間。

- (3) 冬期休暇：元旦を中心とした7日間。
- 前項以外に、本科では、原則として祝祭日が休講日になります。但し、本科Pコースでは受講者の希望があれば、祝祭日に授業を設定することが可能です。
 - 休講日に関する特記事項
普通科の2人以上で受講するコースにおいては、第1項の各休暇によってその月の授業回数が1回分減少することがあります。この場合においても該当月の受講料に変化はありません。これは年に約4回、月に第5週目(5回目)の授業があっても受講料が変化しないことと相殺する結果です。

第24条 (授業時間帯の変更等)

受講者が授業時間帯の変更を申し出た場合は、以下の規定に従って行います。但し、変更の条件によってはご希望にそえない場合があります、この場合は授業時間帯の変更を行うことができません。

- 2人以上で受講するコースにおいて、講座途中での変更は他のクラスへの編入として扱い、本規約に従って手続きを行うものとします。但し、クラスの受講者全員が同じ時間への変更を申し出た場合は、月初めからの変更のみとし、前月25日までに学院へ申し出るものとします。
- 本科プライベートコースにおいては、月初めからの変更のみとし、前月25日までに学院へ申し出るものとします。
- 普通科プライベートコースにおいては、予約することで授業時間帯が確定されます。但し、予約した授業時間帯に対して、その前日の20:00までは予約の変更及び取り消しが可能です。予約授業日の前日が学院の休講日または日曜日に当たる場合は、その前日の20:00とします。変更等の連絡がこれより遅れた場合は、予約された授業を変更することができません。

第六章 補習制度、振替制度

第25条 (補習制度)

補習制度は授業を欠席し、且つ授業開始までに欠席の連絡を行った場合、または学院が必要と認めた場合にのみ適用され、詳細は以下の通りとします。

- 補習授業は全て個人で受講する形式で行われます。
- 授業を欠席して補習授業を受けた場合、対象の授業は出席として扱われます。
- 補習授業を受けることができる期限は以下の通りです。
 - 本科においては、欠席した週の土曜日までの営業時間内とします。但し土曜日に設定された授業に対する補習は、次の土曜日までとします。
 - 普通科においては、次回の授業日までの営業時間内とします。但し、個人で受講するコースにおいては、補習の対象となる授業から1週間以内とします。
- 補習授業の時間は、原則として1回当たり50分とし、受講可能回数はコースごとに以下の通りとします。
 - 本科では週に3回までとします。
 - 普通科では月に4回までとします。
- 補習授業を受けるには予約が必要です。授業欠席の連絡時に補習の時間帯をご予約下さい。但し、予約の条件によっては、ご希望にそえない場合があります。
- 補習料金(別紙「価格表」参照)は、補習日当日までに受講料と同じ方法にてお支払い下さい。
- 予約した補習時間は補習可能期限内に限り変更または取り消しができます。その際は予約した時間帯の前日(該当日が学院の休講日または日曜日に当たる場合は、その前の日)の20:00までに行うものとし、これより遅れた場合は、補習授業を受講しなかった場合でも規定の補習料金を頂きます。

第26条 (振替制度)

普通科SおよびGクラスにおいて、授業日が祝祭日に重なった場合は、該当する授業日の前後1週間以内の学院営業日に授業を振り替えることができます。但し、当該クラスの受講者全ての同意が必要であり、また振り替えの条件によっては、ご希望にそえない場合があります。

第七章 資格取得奨励制度及び模擬試験の実施

第27条 (資格取得奨励制度)

1. 学院での受験を条件として、受講者がHSK日本実施委員会の実施する「漢語水平考試(以下「HSK」という)」の受験を申し込んだ場合、学院の受講料支払に利用できる優待券を交付します。交付は、当学院が受験者名簿によって受講者を確認できた時点とし、優待券の種類は HSK1～3 級受験者には 500 円分、同 4～6 級受験者には 1,000 円分とします。
2. 学院での受験を条件として、受講者が日本中国語検定協会の実施する「中国語検定試験(以下「中検」という)」の受験を申し込んだ場合、受験料の 10%を割引く特典を受けることができ、また申請にかかわる諸手続きも学院が代行します。
3. 学院での受験を条件として、学院が特に指定する講座を修了した者が HSK および中検の受験を申し込んだ場合、受験料全額免除の特典を受けることができます。但し本特典は、該当講座の修了後 6 ヶ月以内の受験に限って適用されるものとし、第 1 項及び第 2 項の特典と併用することはできません。

第28条 (模擬試験の実施)

1. 学院は受講者の客観的な学力の測定や効率的な進級を促進する目的で、日時を定めて模試を実施します。実施の要領は以下の通りです。
 - (1) 実施は対象となる各種検定、資格試験の試験日の 1～2 ヶ月前の学院が別個定める日とします。実施に際しては、1 回の模試につき数日の実施日を決め、事前に通知します。
 - (2) 模試の受験を希望する者は事前に学院事務所に申し込んで下さい。但し教室や申込人数の状況によっては希望にそえない場合があります。
 - (3) 模試の結果を以って入学時及び編入時のクラス確定の依拠とすることができます。この際の有効期限は 1 ヶ月以内とします。
2. 模試は第1項の実施以外にも、以下の際に必要なに応じて行われます。これらの際には、レベルチェック試験または学力認定試験としてのみ行われ、その結果が資格取得奨励制度の対象となることはありません。
 - (1) 入学時や編入時のレベルチェックとして行う場合。
 - (2) 10 名以上の受講者が、学力認定試験として同時に受験する場合。

第八章 休学制度

第29条 (休学の手続き)

1. 休学を希望する場合は「休学申請書」に必要事項を記入、押印の上学院事務所に提出して下さい。提出がなかった場合は休学制度の対象として扱われません。また休学開始日の記載がない休学申請書は無効です。
2. 原則として、休学は 2 ヶ月につき 1 回までとします。一旦復学後更に休学をする場合は、直近の復学日より 2 ヶ月以上経過していることが必要です。
3. 休学の期間は「休学申請書」の休学開始日より 1 年以内とします。1 年以内に復学した場合でも、残りの休学期間は消滅するものとします。

第30条 (休学時の受講料精算)

休学に当たっては、本規約の条項「編入時及び中途変更時の受講料お支払い及び精算」に規定する方法で未消化分の受講料分を算出しますが、解約による損害料は発生しません。算出額は休学持ち越し金として、復学後に持ち越すことができます。但し、期間内に復学しなかった場合は退学扱いとなり、休学持ち越し金は消滅します。

第31条 (復学の手続き)

1. 復学できるのは以下の条件を全て満たしたクラスとします。
 - (1) 復学の時点で既存するクラス若しくは新規に開講することが決定しているクラスであること。
 - (2) 休学開始日前の時点で受講していたものと同じ講座、コースのクラスであること。
 - (3) 休学開始日前の時点で受講していたクラスと同等若しくはそれ以下のレベルのクラスであること。
 - (4) 前各号に当てはまるクラスで、且つ復学時においてその授業内容が休学開始前に受講していた内容の続きであるか、またはそれ以前の内容であること。
2. 復学に際して講座やコースの変更を希望する場合、または復学を希望するクラスとの間に明らかな学力差が認

められる場合は、レベルチェックを受けて頂いた上で、他のクラスに編入できるものとします。その際は本規約の条項「編入時及び中途変更時の受講料お支払い及び精算」の規定に従って休学持ち越し金を再計算します。

3. 休学制度適用の復学に際して、入学金をお支払い頂く必要はありません。
4. 休学期間内において、復学せず、退学する場合は、中途解約による退学となります。この場合、休学持ち越し金は本規約の条項「受講料の返還、補償等」の規定に基づいて処理されます。
5. 休学をした場合の受講の有効期限は、休学をした期間の分だけ延長されます。

第九章 退学

第32条 (退学の事由)

退学に関する手続きはありません。学院事務所に退学の意思を伝え、受講料の支払いを停止すれば退学となります。但し以下の項目に当てはまる場合には、本人の意思とは関係なく退学が自動的に成立します。この場合、講座の途中であっても、未使用分の受講料をお返すことはありません。

1. 正当な理由なく、受講料の支払い期日を超えて受講料を滞納した場合。
2. 所定の講座を修了して、1ヶ月以内に引き続き受講する手続きをとらず、且つ休学の申請をしていない場合。
3. 1ヶ月以上授業を無断欠席した場合。
4. 休学申請書に記載した休学開始日より1年を経過しても復学しなかった場合。
5. 学院や他の生徒に対し著しく迷惑となる行為を行った場合。

第十章 個人情報保護方針

第33条 (個人情報)

「個人情報」とは、個人情報保護法における個人情報を指し、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名・生年月日・住所・電話番号・連絡先その他の記述等により特定の個人を識別できる情報及び容貌・指紋・声紋にかかるデータ及び免許証番号などの当該情報単体から特定の個人を識別できる情報(個人識別情報)を指します。

第34条 (個人情報の安全管理)

学院は、個人情報の保護に関して、組織的、物理的、人的、技術的に適切な対策を実施し、当社の取り扱う個人情報の漏洩、滅失または棄損の防止及びその他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

第35条 (個人情報の収集方法)

学院は、学院メールや電話、または来校による問合わせ及び入学申込資料等により、運営に必要な範囲で、学院の問合せ者、入学者または検定受験者に係る個人情報を取得することがあります。

第36条 (個人情報の利用目的)

学院は、学院が取得した個人情報について、法令に定める場合または本人の同意を得た場合を除き、以下に定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用することはありません。

1. 学院の運営、維持、管理。
2. 学院が行うサービスや活動の提供、通知及び紹介。
3. 学院のサービスや授業品質向上のためのアンケート。

第37条 (個人情報の開示及び訂正等)

学院は、法令で定める場合を除き、本人の同意に基づき取得した個人情報を、本人の事前の同意なく第三者に提供することはありません。なお、本人の求めによる個人情報の開示、訂正、追加若しくは削除または利用目的の通知については、法令に従いこれを行うとともに、ご意見、ご相談に関して適切に対応します。

第38条 (個人情報の利用目的の変更)

学院は、前項で特定した利用目的は、予め本人の同意を得た場合を除き、原則として変更しません。但し、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲において、予め変更後の利用目的を公表の上で変更を行う場合はこの限りではありません。

第39条 (個人情報の第三者提供)

学院は、個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に委託する場合、その適格性を十分に審査し、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこととします。

第40条 (個人情報の取扱いの改善及び見直し)

学院は、個人情報の取扱い、管理体制及び取組みに関する点検を実施し、継続的に改善・見直しを行います。

第41条 (個人情報の削除及び廃棄)

学院は、個人情報の利用目的に照らし、その必要性が失われたときは、個人情報を消去または廃棄するものとし、当該消去及び廃棄は、外部流失等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいて行います。

第42条 (お問合せ窓口)

学院は、個人情報の取扱いに関する担当窓口を以下の通り設けます。

住所: 〒541-0053 大阪市中央区本町 3-5-5

社名: 萬富商事株式会社

代表取締役: 富永 力

お問合わせフォーム: https://www.jituyou.com/contact_other/

電話番号: 06-6125-4761

第43条 (SSL セキュリティ(Secure Socket Layer)について)

学院のWeb サイトはSSLに対応しており、Web ブラウザとWeb サーバーとの通信を暗号化しています。利用者が入力する個人情報は自動的に暗号化されます。

第44条 (cookie(クッキー)について)

cookie とは、Web サーバーが Web ブラウザに送信するデータのことを指します。Web サーバーが cookie を参照して利用者のパソコンを識別することができ、学院 Web サイトを効率的に利用できます。学院 Web サイトが cookie として送るファイルは、個人を特定するような情報を含んでおりません。お使いの Web ブラウザの設定により、cookie を無効にすることも可能です。

第45条 (免責事項)

学院 Web サイト上の情報の正確性には万全を期していますが、利用者が学院 Web サイトの情報を用いて行う一切の行為に関して、一切の責任を負わないものとします。

学院は、利用者が学院 Web サイトを利用したことにより生じた利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に関して、一切の責任を負わないものとします。

第46条 (著作権・肖像権)

学院 Web サイト内の文章や画像等の全てのコンテンツは著作権・肖像権等により保護されています。無断での使用や転用は禁止されています。

第47条 (リンク)

学院 Web サイトへのリンクは、自由に設置して頂いて構いません。但し、Web サイトの内容等によってはリンクの設置をお断りすることがあります。

第十一章 付則

第48条 (本規約の改定)

1. 本規約は学院が必要と認めるときには、改定できるものとします。
2. 本規約の改定に当たっては、学院長の権限において行います。
3. 本規約の改定は、学院に在学する受講者に通知し、また改定された規約を配布することで成立するものとします。
4. 休学者がその休学中に本規約が改定された場合、復学と同時に改定を通知し、新規約を配布することで規約の改定を承認するものとします。

第49条 (本規約の発効、有効期間)

1. 本規約は2025年1月20日から発効、施行します。
2. 本規約は無期限で有効とします。但し、本規約に改定が行われ、それが発効、施行されたと同時に本規約はその効力を失います。